

令和7年 第9回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年7月25日（金）午前9時
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
塩 地 淳 子
永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長
事務局次長兼こども施設課長
事務局次長兼学校教育課長
こども政策課長
生涯学習課長
図書館長
学校給食課長
経済部次長兼スポーツ振興課長
こども政策課長補佐
こども支援課長補佐
文化振興課長補佐
こども政策課担当課長補佐
こども政策課担当課長補佐
学校教育課担当課長補佐
こども政策課主事

長谷川 和 秀
矢 野 伴 典
仲 倉 昭 雄
永 榮 一 博
田 中 崇 詞
永 瀬 良 太
長谷川 百合子
成 田 博 顕
遠 藤 幸 子
田 中 喜 之
山 根 直 樹
金 田 有 史
佐 藤 祐 佳
國 頭 京 子
田 原 理 那

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 前回の会議の会議録の承認
- 第3 教育長の報告
- 第4 議 事

- 議案第 3 2 号 米子市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について
- 議案第 3 3 号 米子市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 議案第 3 4 号 米子市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第 3 5 号 令和 7 年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員
会委員等の委嘱について
- 報告第 4 号 教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の
報告について

開 会 午前9時

○浦林教育長 ただいまから、令和7年第9回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に塩地委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

○浦林教育長 次に、日程第2、前回の会議の会議録の承認に移ります。
前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。
長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 前回の会議の概要でございますが、6月23日に定例会が開催され、議案第31号「工事請負契約の締結について」をご審議いただき、「付すべき意見なし」としてご承認いただきました。前回の会議の概要は、以上でございます。

○浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

○浦林教育長 次に日程第3、教育長の報告について、私から報告をいたします。
本日は2点報告させていただきたいと思います。

1点目は、インターハイについてですが、今年度は、中国地方でインターハイが開催されます。米子市では、弓道、そしてウェイトリフティングが実施されることになっております。弓道につきましては来週になりますが、7月31日から8月3日まで、県立武道館での開催です。県内からは、男女の個人戦に4名ずつが出場し、西部地区の高校からは2名の選手が出場することとなっております。また団体戦では、県内から男女2校ずつが出場しますが、女子団体戦には地元の米子市から、米子西高校が出場することとなっております。またウェイトリフティングにつきましては、8月7日から11日まで、米子コンベンションセンターでの開催です。県内からは8名が出場しますが、米子市からは米子工業高校から3名の選手が出場することとなっております。出場する選手も良い思い出に、そして応援する方々にも良い思い出になって、みんなにとって素晴らしい大会になればなというふうに思っております。

それから2点目は、室内温水プールを活用しての水泳指導についてです。今年度利用しております3つの水泳場に、我々も視察に行かせていただきましたが、思ったよりもスムーズに実施できているなというふうに感じております。これは、事務局の職員や学校の職員、それから水泳場の方々との綿密な打ち合わせができているからだろう、というふうに思っております。今年の上半期を振り返って、より成果が上がるような取組を考えていきたい、無駄のない取組にしていきたい、そういうふうに考えております。

4 議事

○浦林教育長 日程第4、議事に入ります前にお諮りいたします。

報告第4号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」を、本日の議事に追加させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、報告第4号を議事に追加いたします。引き続きお諮りいたします。

報告第4号につきましては、米子市として、本日午前10時に公表することを予定しておりますので、本報告を非公開とすることを提案したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、報告第4号については、非公開といたします。

○浦林教育長 それでは、日程第4、議事に入ります。

議案第32号「米子市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永瀬図書館長。

○永瀬図書館長 それでは議案第32号「米子市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。説明は、7ページの議案第32号参考資料を見ていただきながら行いたいと思いますので、よろしくお

願います。

見ていただきますと、このたびの改正内容は大きく2種類ございます。

1つ目は、改正内容の1に書いておりますように、図書館の図書貸出利用証の交付や再交付の際に利用者から提出していただきます2つの書類、図書貸出利用証交付申請書と、図書貸出利用証紛失届出書（兼図書貸出利用証再交付申請書）に記載しております本人確認のための書類から、健康保険証を削除して、代わりに個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードですが、これを加えるものでございます。これは、ご承知のとおり、国において個人番号カード、マイナンバーカードと健康保険証とは一体化することとされまして、既に発行された健康保険証は、令和7年12月1日限り使用することができないことへの措置でございます。

次に、2つ目でございますが、改正内容の2と3に書いてありますが、押印の見直しに関するものでございまして、図書館使用料減免申請書につきまして、申請書の押印を要しないこととすることと、もう1つ、図書館使用料還付申請書について、個人である申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができることとすることとでございます。なお、この押印の見直しにつきましては、令和3年4月1日に施行されました米子市教育委員会行政手続における押印の省略に関する規則の規定によりまして、既に令和3年度から運用上は行っておりますが、関係する個別の規則改正は、他の理由によります改正の機会があるたびに、これを捉えて改正をすることが全庁的に取り決められまして、このたびそういった他の理由がございましたのでこのたび改正することとしたものでございます。説明は以上です。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

塩地委員。

○塩地委員 図書の貸出利用証の交付の申請なんですけども、今こちらに記載されていますのが2つありまして、マイナンバーカードと運転免許証というふうに記載がございましたが、学生の場合、例えば、高校生、大学生、専門学校生、学生証では交付というのはしていただけますでしょうか。

○浦林教育長 永瀬図書館長。

○永瀬図書館長 お答えします。運転免許証、個人番号カード等というふうに、等、という表現をしておりますけど、本人を確認できるものであれば、幅広く運用してございまして、もちろん子どもさんの場合は、学生証等で登録をさせてい

ただくということを既に行っております。

○浦林教育長 その他いかがでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第32号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第32号「米子市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することいたします。

○浦林教育長 次に、議案第33号「米子市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

成田経済部次長兼スポーツ振興課長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 そういたしますと、議案第33号「米子市スポーツ推進審議会委員の任命について」、ご説明をさせていただきます。

議案の8ページをご覧ください。米子市スポーツ推進審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じ、本市のスポーツの推進に関する重要事項を調査・審議し、及び本市のスポーツの推進に関する重要事項に関して、教育委員会に建議するといった役割を担っておりまして、現在11名で組織されております。このたびの議案は、そのうち、米子市公民館連合会から推薦のありました委員の方が、公民館連合会内での役員交代に伴いまして、任期の途中で退任され、新たに推薦のありました増山斉吾さんを任命するものでございます。増山さんの任期につきましては、米子市スポーツ推進審議会条例の規定に基づきまして、前任者の残任期間であります令和7年8月1日から令和7年10月31日までといたします。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第33号については、原案のとおり任命することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第33号「米子市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案のとおり任命することにいたします。

○浦林教育長 それでは、次に、議案第34号「米子市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」を議題としますが、本件については、仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長が本件提案の委員として審議の当事者となっています。つきましては、仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長は、本議案を審議する間は、一旦退席することとします。

それでは、仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長は、一旦退席してください。

一旦、ここで休憩をいたします。

○浦林教育長 では、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

國頭学校教育課担当課長補佐。

○國頭学校教育課担当課長補佐 議案第34号「米子市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」、説明いたします。

議案の9ページをご覧ください。米子市教育支援委員会は、障がい者を有する等の理由により、就学や教育において支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適正な就学を図ることを目的に設置するものでございます。委員については、学識経験を有する者、医師、関係教育機関、関係福祉機関及び教育委員会事務局の職員から、委嘱または任命を致すところです。このたび、委員の任期が満了することを受けての改選となります。今回の委員の任期につきましては、令和7年8月1日から令和9年7月31日までの2年間でございます。委嘱する委員の氏名と所属については、表のとおりです。新任が2名です。小児神経専門の鳥取大学医学部附属病院、脳神経小児科の中村裕子助教、発達障害学専門の県立総合療育センター、小枝達也院長を考えております。再任につきましては、自閉症行動障害について、井上雅彦教授、聴覚障害について、矢間敬章講師、視覚障害について、

唐下千寿助教、児童心理士として渡邊佳代子判定課長、肢体不自由、病弱、身体虚弱特別支援学校の野口明紀副校長、知的障害特別支援学校の村尾慎一教頭、聴覚障害特別支援学校の松井志織教頭、中学校長から赤路卓也校長に委嘱を考えております。

続きまして、任命する委員の氏名と所属については、10ページをご覧ください。任命については、新任が1名です。小学校教頭から、田中径久教頭を考えております。再任につきましては、弓ヶ浜小学校の笠井和観校長、あかしやの豊寫洋子園長、福米中学校の富田健一副校長、通級指導担当として、山根佐織教諭、LD等専門員として、金田美果教諭、そして学校教育課仲倉昭雄次長です。以上17名でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第34号については、原案のとおり委嘱及び任命することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第34号「米子市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」は、原案のとおり委嘱及び任命することといたします。

○浦林教育長 事務局職員入室のため、一旦ここで休憩いたします。

○浦林教育長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次に議案第35号「令和7年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員等の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 議案第35号「令和7年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員等の委嘱について」、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。本議案は、令和7年度の米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会の委員、専門部会の部会員及びアドバイザー

の委嘱についてお諮りするものでございます。

まず、開校準備委員会の委員についてですが、委嘱しようとする委員は、2に記載のとおりでございます。地区住民を代表する者として6名、小中学校の保護者を代表する者として6名、小中学校の管理職として4名、保育園代表として3名、合計19名でございます。

次に、専門部会の部会員についてですが、昨年度から、学校運営部会、教育環境部会及びPTA部会の3つの専門部会を設置し、各部会において専門的な調査及び検討を行ってまいりました。今年度は、基本的には教育環境部会のみを開催を予定しているところでございます。教育環境部会の部会員に委嘱しようとする部会員は、4に記載のとおりでございます。地区住民を代表する者として3名、未就学児の保護者を代表する者として3名、小中学校の保護者を代表する者として4名、小中学校の管理職を代表する者として1名、小中学校の教職員を代表する者として4名、合計15名でございます。

最後に、アドバイザーについてですが、委嘱しようとするアドバイザーは、14ページの6に記載しているとおりでございます。

いずれの役も、任期は、本日議決をいただきました後、本日から令和8年3月31日までとしております。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。

○荒川委員 今、ご説明いただきまして、専門部会の活動について、今年度に関しては、教育環境部会のみで活動するということだったと思うんですが、その他の専門部の活動について、そういう決定に至っている理由が何かということと、もう1点、教育環境部会の中の市立小学校及び中学校の管理職の先生の中に和田小学校の先生を1人入っていらっしゃると思うんですが、教育環境部会というところに管理職の先生がお一人ということで、どうしてお一人なのかなという疑問が。他の中学校であるとか他の小学校の管理職の先生方がいらっしゃるのはどうしてかなというふうに思ったんですが、そちらを教えていただきたいと思います。

○浦林教育長 遠藤こども政策課長補佐。

○遠藤こども政策課長補佐 まず1点目の本年度、教育環境部会のみ開催する理由でございますけれども、昨年度12月に、開校時期が3年から5年延びるということを公表させていただいたところでございます。学校運営部会、PTA部

会につきましては、制服ですとか、校歌、また、PTA活動について協議いただいている部会でして、この開校時期が延びたことによりまして、今から協議をしていくのは少し時期が早いというところで開校準備委員会と相談いたしまして、一旦協議はストップして、令和9年度を目途に再開ということで、現在話を進めているところでございます。制服ですとか、体操服ですとか、今の段階で決めてしまうと開校までがだいぶ時間かかりますので、今後またいろんな素材が出てきたりですとか、そういったようなこともありますので、少し検討時期をずらしたという経緯でございます。教育環境部会につきましては、今年度、主に通学方法について検討することにしております。また基本設計が終わりまして、実施設計に入っておりますので、そういったようなハード面についての検討内容を今想定しているところです。この通学につきましては、やはり早めに準備をして、今後ハード整備、バスのことすとか、早めに検討していかないといけないことがございますので、教育環境部会は引き続き今年度も行うというところでございます。

2点目の、教育環境部会に1名管理職、現在、和田小学校太田校長先生が入っておられますけれども、その太田校長先生の枠は開校準備委員と、専門部会の委員を兼務していただく方でございます。兼務していただく方に部会の報告ですとか、開校準備委員会で決まったことを、部会に下ろしていただくという、開校準備委員会と部会を繋ぐ役割をお願いしているところです。本来、学校運営部会とPTA部会がありますと、そちらにも1名ずつ入っていただくんですけども、今年度2つの部会を行いませんので、形としての太田校長先生のみが、ここに入っておられるという形になっているところです。説明は以上でございます。

○浦林教育長 4人が役職を持っていて、管理職もありますが。
遠藤こども政策課長補佐。

○遠藤こども政策課長補佐 下の教職員を代表する者のところは、各学校にメンバーをお任せしておりまして、3名が教頭、1名が教務主任ということで、これは各学校で人選をお願いしたところでございます。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 理由はわかったんですけども、先ほどの専門部会の他の専門部会は時期が早いということで、令和8年度ではなく9年度からもう一度審議する。それは、地域の方のご意見としてもそれで良いですよとなったんですか。

○浦林教育長 遠藤こども政策課長補佐。

○遠藤こども政策課長補佐 昨年度、今年2月に最終的に開校準備委員会を開きまして、開校が3年から5年遅れることに係るスケジュールを提示させていただきました。開校準備委員会、また部会でも、先ほどお話ししましたような理由をお伝えをしましたところ、皆さんそのような形で良いということで、ご意見頂戴して決定したところでございます。

○浦林教育長 その他いかがでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 それでは、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第35号については、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第35号「令和7年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員等の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 では、報告第4号の資料の配布をお願いします。

○浦林教育長 次に、報告第4号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 報告第4号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」、ご説明申し上げます。

ただ今お配りさせていただきました資料の1ページをお開きください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が事務を臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

始めに、1、臨時に代理した事務につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容につきましては、裏面2ページ

の令和7年8月1日付人事異動表のとおりでございます。

次に、1 ページ目、2、臨時代理を行った日は、昨日、令和7年7月24日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由につきましては、人事異動について、緊急に処理をする必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。報告は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 本日の議事は全て終了しました。以上をもちまして、令和7年第9回米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前9時23分